

連光寺・若葉台里山保全地域周辺の地下水環境について

1 地質

- ・ 保全地域の湿地部は有機質粘土からなり、ほぼ同じ標高から下部に出店層が分布する。
- ・ 出店層の第1砂礫層(Ddg1)(透水係数 $1.35 \times 10^{-7} \text{m/s}$)、下部の第2砂礫層(Ddg2)(透水係数 $2.39 \times 10^{-8} \text{m/s}$)で、特に第2砂礫層の透水性が低く、遮水層として機能している可能性がある。
- ・ 湿地部の周辺は、ローム層及び盛土部等の造成地から構成されている。
- ・ ローム層下部の古期ローム層(Tc)は、粘性が高く難透水性の地層である。

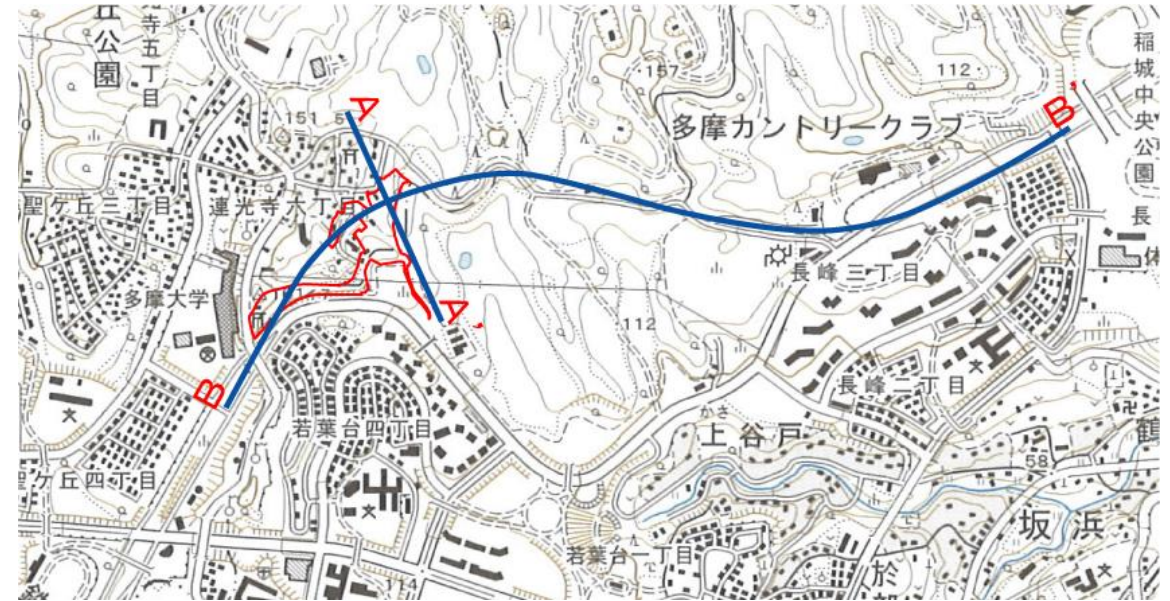


図 1-1 地質断面位置
〔凡例〕

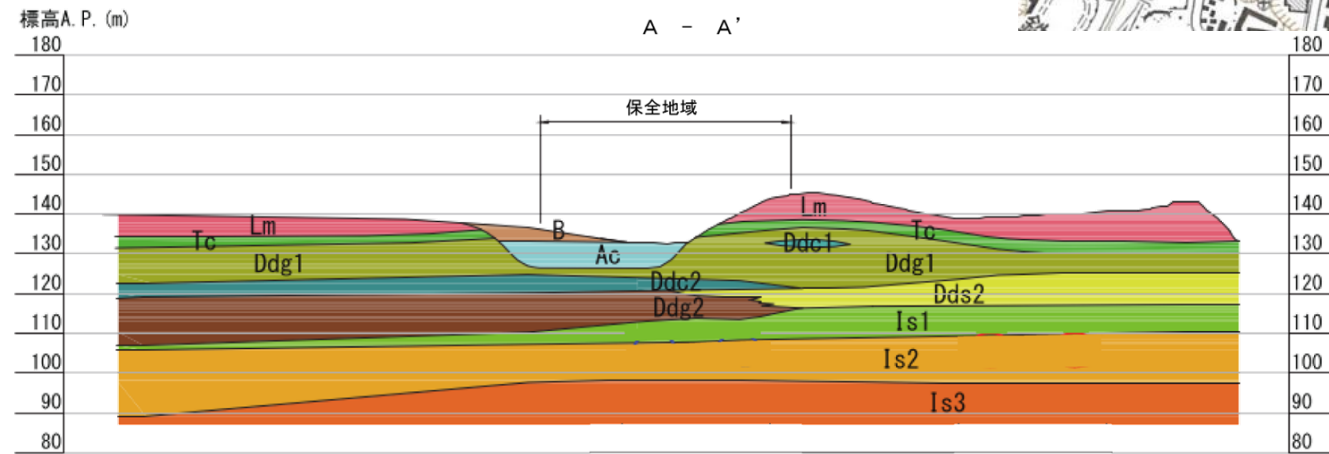


図 1-2 地質断面 (A-A')

| 時代 | 地層名 | 記号 | 主要土質名 | |
|-----|---------|--------|--------------------|--------------------------|
| 現世 | 盛土層・埋土層 | B | ローム・砂・粘性土砂質土 | |
| 新生代 | 第4紀 | 沖積層 | Ac | 有機質粘土 |
| | | 新期ローム層 | Lm | ローム |
| | | 古期ローム層 | Tc | ローム・凝灰質粘土 |
| | | 御殿峠礫層 | Gtg | 礫層 |
| | 出店層 | 第1砂質土層 | Dds1 | 礫混じり細砂・粘土質細砂・粘土混じり細砂 |
| | | 第1粘性土層 | Ddc1 | 砂質粘土・粘土質細砂・礫混じり粘土 |
| | | 第1砂礫層 | Ddg1 | 粘土混じり砂礫・シルト質砂礫 |
| | | 第2砂質土層 | Dds2 | 粘土質細砂・細砂・粘土混じり細砂 |
| | | 第2粘性土層 | Ddc2 | 砂質シルト・砂質粘土・砂質固結粘土・砂混じり粘土 |
| | | 第2砂礫層 | Ddg2 | 砂礫 |
| 稲城層 | 第1砂質土層 | Is1 | 細砂・中砂 | |
| | 第2砂質土層 | Is2 | シルト混じり細砂・シルト質細砂・細砂 | |
| | 第3砂質土層 | Is3 | シルト質細砂・シルト混じり細砂・細砂 | |

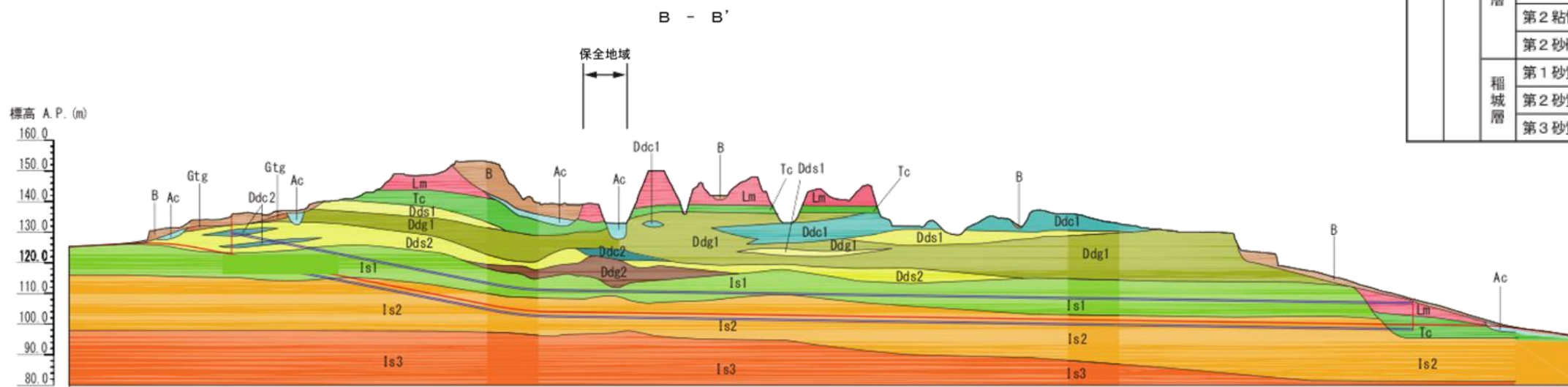


図 1-3 地質断面 (B-B')

図 1-1 は「特例環境配慮書 一多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業— 令和元年 5 月 東京都」より作成

図 1-2 及び図 1-3 は「特例環境配慮書 一多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業— 令和元年 5 月 東京都」より抜粋

2 地下水位

- ・ 保全地域の湿地に近いボーリング調査箇所(W2,W3)の地下水位は、A.P.135m 前後を推移しており、湿地レベル(約 A.P.133m)よりも高い標高にある。
- ・ この地下水は浅い、古期ローム層上を流下していると考えられる。
- ・ 地下水は、保全地域の西側の透水性の高い御殿峠礫層 (Gtg)を含む尾根部を涵養域として、出店層 (Dd)、稲城砂層 (Is)の南東側の低地を流出域としていると推察される。
- ・ 出店層と稲城砂層の地下水の流動系には、時間的な差があり、それぞれに地下水が流下していると考えられる。

| 地点番号 | 地層名 | | 記号 | スレーナー深度(m) | 掘削深度(m) | 地表標高 A.P.(m) | 観測結果 (標高A.P.(m)) | | | 水頭 | 備考 |
|------|-----|-------|------|------------|---------|--------------|------------------|-------|-------|----|---------------|
| | | | | | | | 最小 | 最大 | 平均 | | |
| W2 | 出店層 | 第1砂礫層 | Ddg1 | 14.0~16.0 | 50.1 | 141.8 | 124.9 | 136.5 | 133.9 | ○ | 年間通して水頭が確認される |
| W3 | 出店層 | 第1砂礫層 | Ddg1 | 8.9~10.9 | 54.2 | 144.6 | 133.7 | 137.1 | 135.7 | ○ | 年間通して水頭が確認される |

表 2-1 保全地域に近い調査地点の地層及び地下水位観測結果



図 2-1 現地ボーリング・地下水位調査地点



図 2-2

トンネル周辺の地形・地質概要 (平面)

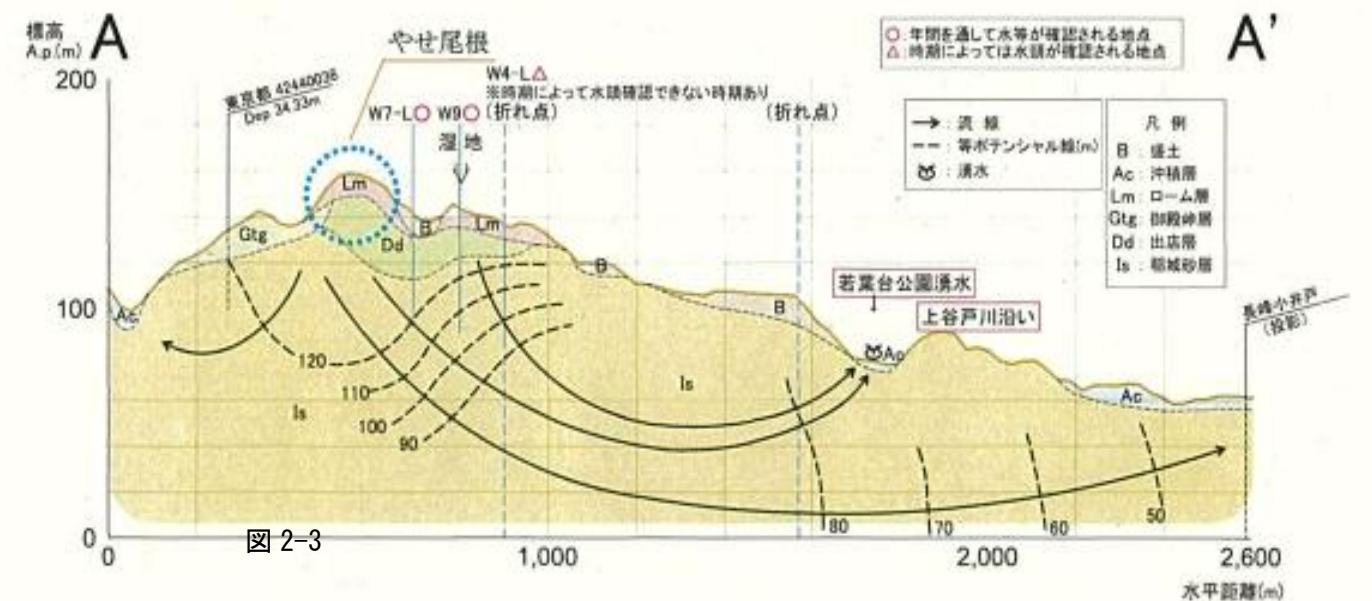


図 2-3

湿地西側から上谷戸川沿いにかけての広域的地下水流動概念図

表 2-1 は「特例環境配慮書 一多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線 (稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間) 建設事業— 令和元年 5 月 東京都」より一部抜粋

図 2-1 は「特例環境配慮書 一多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線 (稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間) 建設事業— 令和元年 5 月 東京都」より作成

図 2-2 及び図 2-3 は「特例環境配慮書 一多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線 (稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間) 建設事業— 令和元年 5 月 東京都」より抜粋

3 湧水の状況

- ・ 共同井戸から IF-2 を通り、IF-1 につながる暗渠管により水が湿地に流入している。
- ・ IF-2 の数値より IF-1 の数値が大きいことから、共同井戸以外からの水の流入があることが分かる。
- ・ 2 月を除き、湿地への水の流入量 (IF-1) よりも湿地からの流出量 (OF) の方が多いため、IF-1 からの水の流入に加え、湿地内で湧出している湧水も湿地の水環境の維持に寄与していると考えられる。
- ・ 主な湧水地点が 5 箇所確認され、その他多雨期には数箇所増加している。
- ・ これらの湧水は、集水域に降った雨が浅い地層 (盛土・埋土層 (B)、沖積層 (Ac)、新期ローム層 (Lm)) に浸透し、その下位に分布する難透水性の古期ローム層 (Tc) の上に集積流下した地下水が湧出しているものと考えられる。

単位：m³/日 (雨量除く)

| 年月 | 流入量 | | 流出量 | | | 湿地からの 流出量 － 湿地への 流入量 | 雨量 (mm/月) | |
|--------------------------|--------------------|-------------|-----------|-----------|---------------------|----------------------------------|--------------|-------|
| | 共同井戸 からの 流入量 | 湿地への 流入量 | 湿地からの流出量 | | 湿地から の流出量 の合計 | | | |
| | IF-2 | IF-1 | OF-1 | OF-2 | OF | OF - IF-1 | R-1 | |
| 平成 28 年 | 3 月 | — | 49.36 | 68.59 | 25.48 | 94.07 | 44.71 | 74.0 |
| | 4 月 | 41.55 | 48.35 | 56.55 | 25.46 | 82.02 | 33.67 | 109.0 |
| | 5 月 | 29.13 | 37.31 | 77.22 | 22.26 | 99.48 | 62.16 | 94.5 |
| | 6 月 | 34.93 | 45.06 | 73.34 | 28.05 | 101.39 | 56.33 | 130.5 |
| | 7 月 | 38.33 | 54.79 | 69.83 | 38.25 | 108.07 | 53.28 | 147.5 |
| | 8 月 | 78.79 | 106.66 | 147.06 | 111.35 | 258.40 | 151.74 | 413.0 |
| | 9 月 | 130.60 | 154.78 | 271.91 | 147.79 | 419.70 | 264.92 | 324.5 |
| | 10 月 | 33.03 | 76.13 | 66.57 | 51.90 | 118.47 | 42.34 | 55.0 |
| | 11 月 | 38.54 | 54.75 | 60.43 | 25.84 | 86.27 | 31.52 | 123.0 |
| | 12 月 | 40.64 | 67.97 | 80.29 | 27.78 | 108.08 | 40.11 | 75.0 |
| 平成 29 年 | 1 月 | 33.99 | 38.37 | 46.08 | 15.44 | 61.51 | 23.14 | 22.5 |
| 2 月 | 26.43 | 31.20 | 21.60 | 6.86 | 28.45 | -2.75 | 10.5 | |
| 平均 | 47.84 | 63.73 | 86.62 | 43.87 | 130.49 | 66.76 | 131.6 | |
| 年間合計 (m ³ /年) | 15,980.19 | 23,260.38 | 31,617.22 | 16,012.36 | 47,629.58 | 24,369.19 | 1,579.0 | |

注) IF-2 は 4 月から測定開始、年間合計は 11 ヶ月分の合計値です。

表 3-1 流量の測定結果

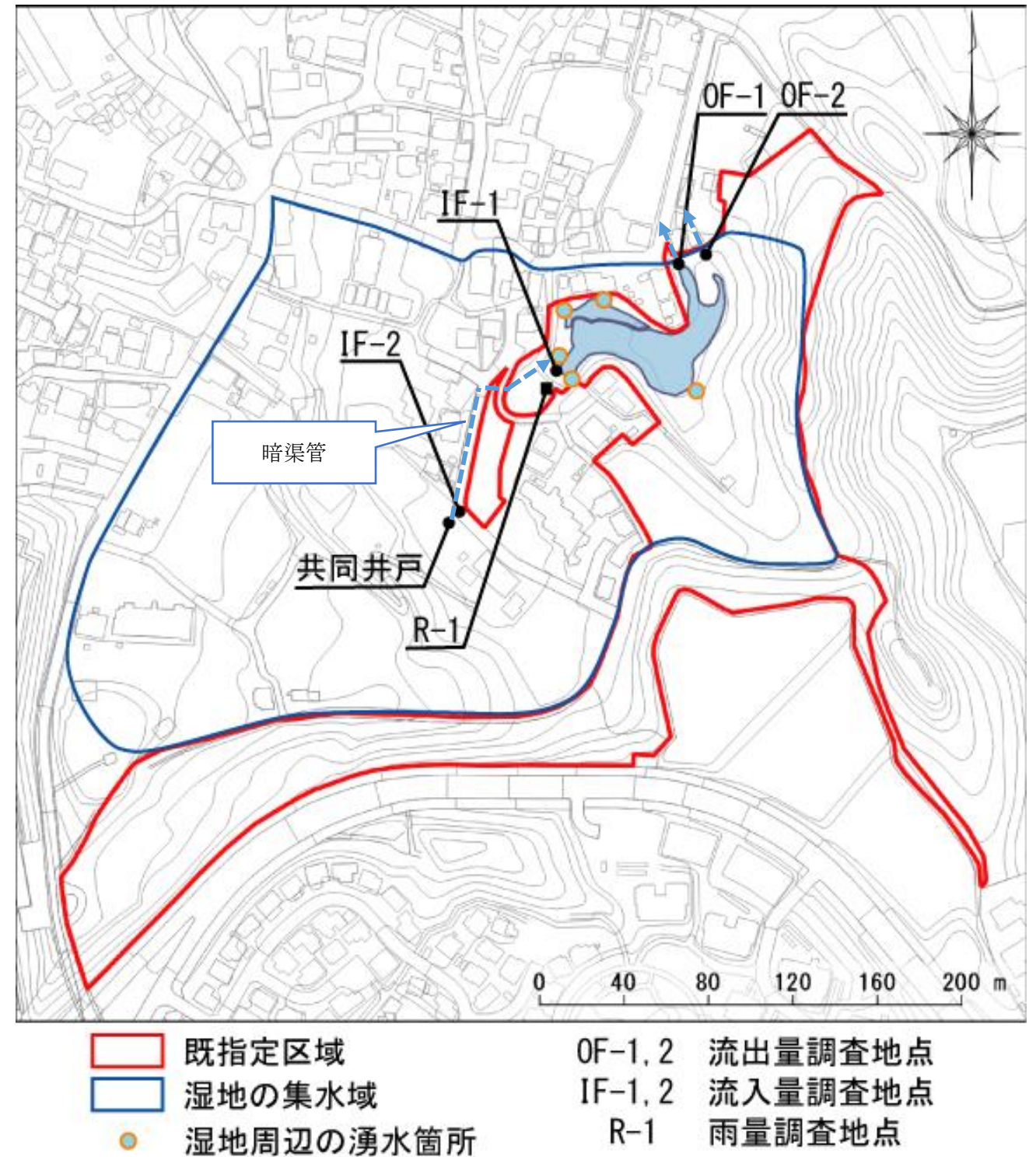


図 3-1 流量・雨量調査地点

表 3-1 は「特例環境配慮書 一多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線 (稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間) 建設事業 令和元年 5 月 東京都」より抜粋

図 3-1 は「特例環境配慮書 一多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線 (稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間) 建設事業 令和元年 5 月 東京都」より作成

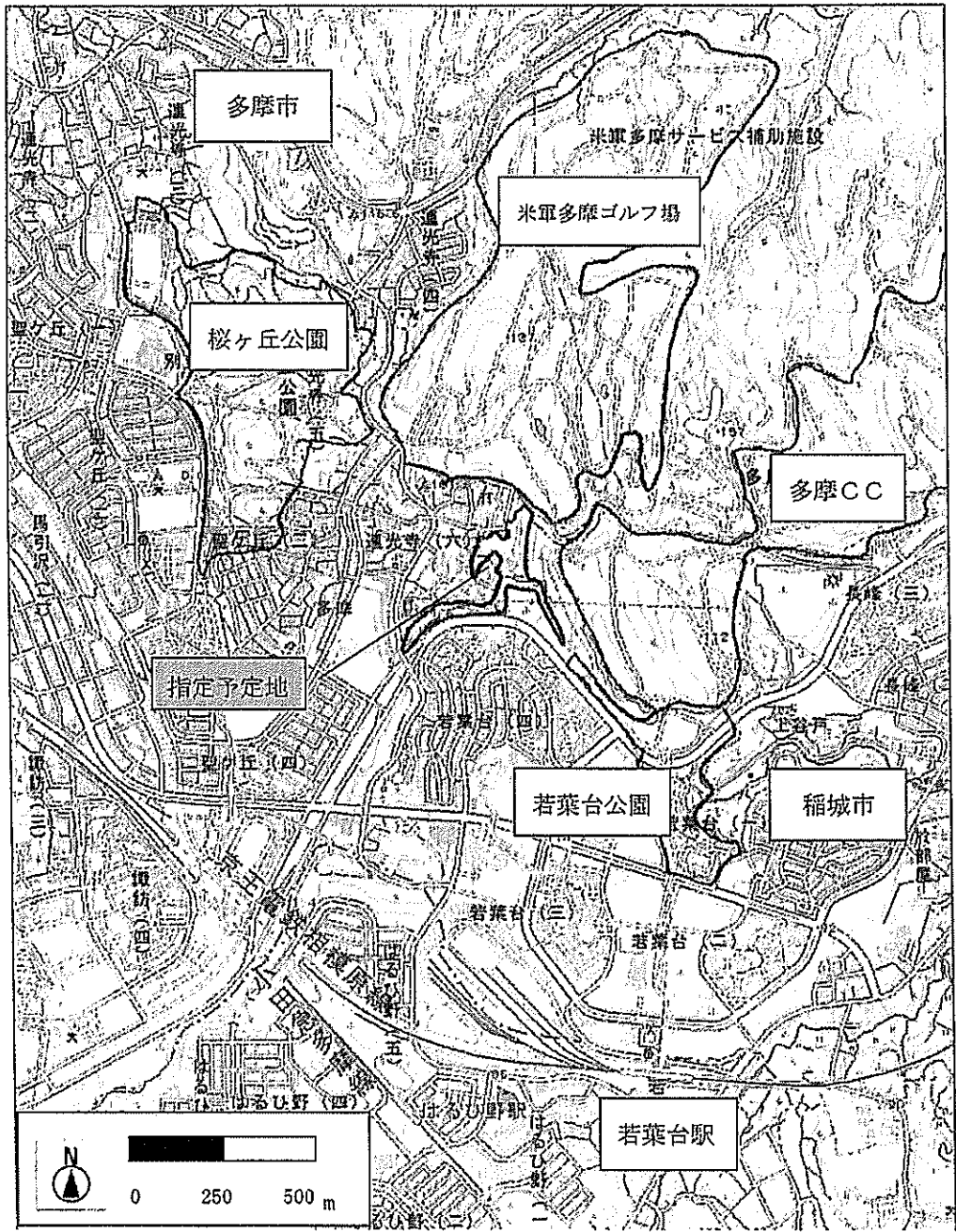
連光寺・若葉台里山保全地域
の指定について

指 定 書
保全計画書

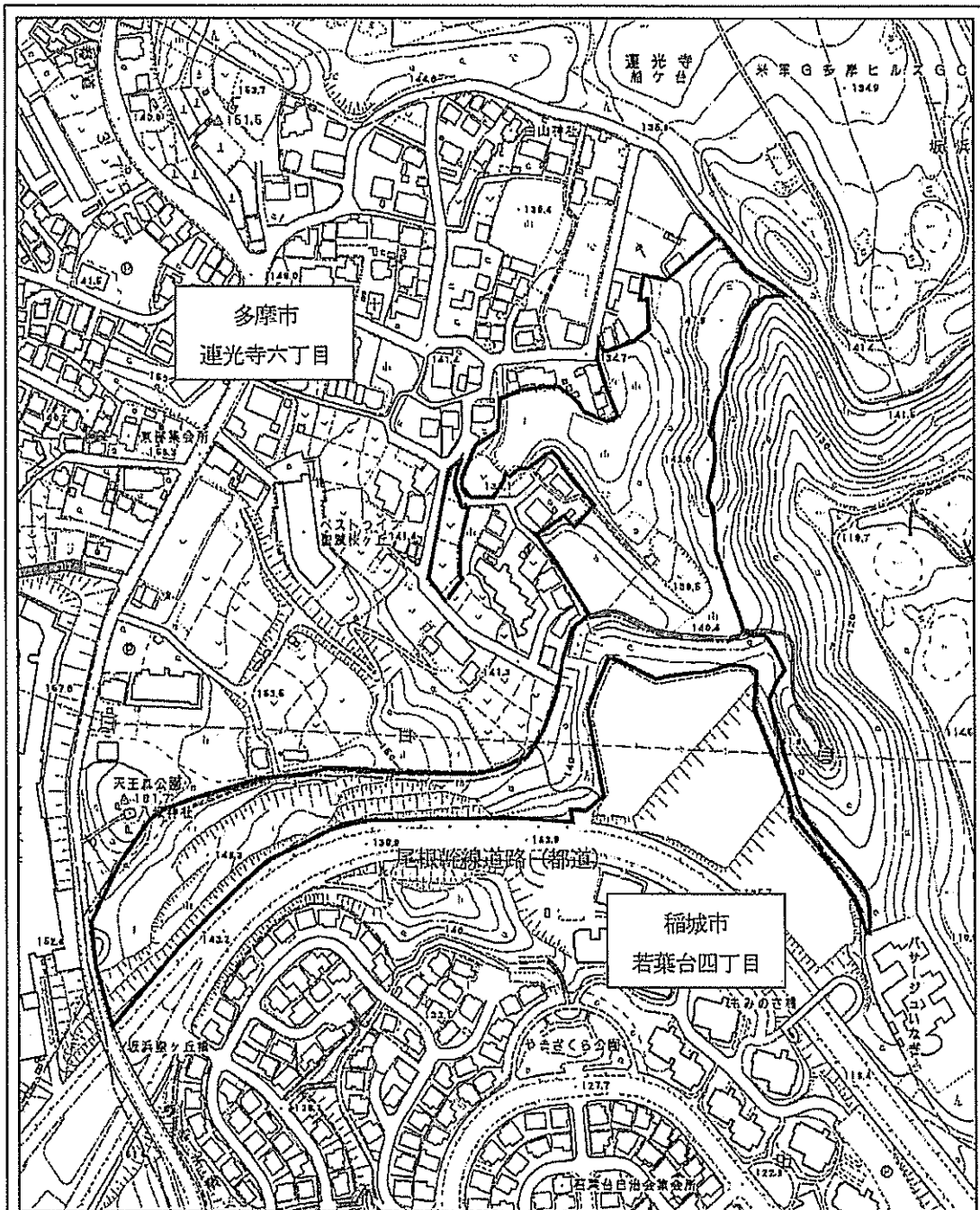
平成26年11月14日

東京都環境局自然環境部

連光寺・若葉台里山保全地域（仮称） 案内図



連光寺・若葉台里山保全地域 区域図

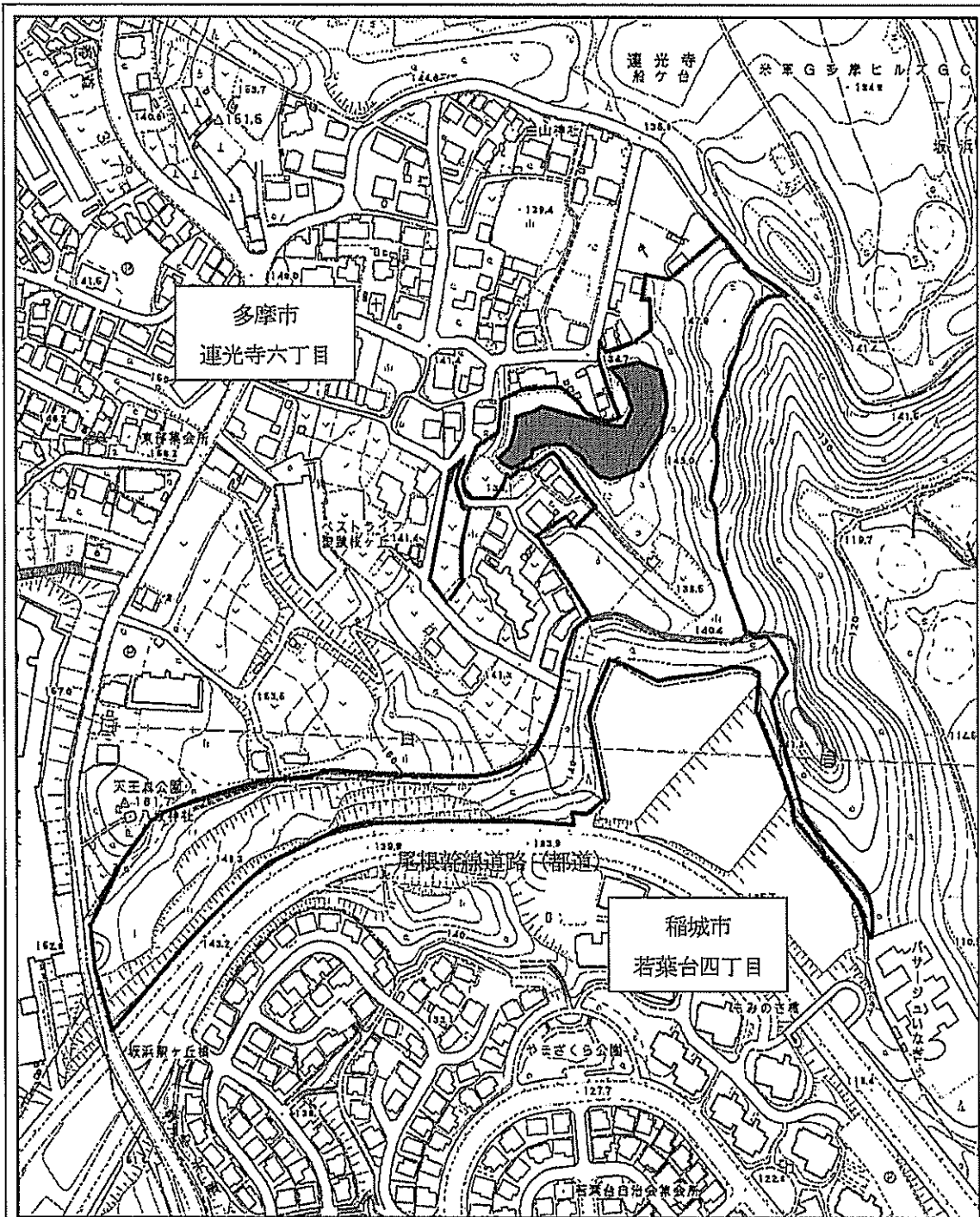


凡例


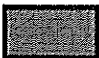
指定区域



野生動植物保護地区対象地



凡例

| | |
|---|-----------|
|  | 保全地域指定区域 |
|  | 野生動植物保護地区 |



保全地域指定書

| | |
|-----------|---|
| 1 種 別 | 里山保全地域 |
| 2 名 称 | 連光寺・若葉台里山保全地域 |
| 3 位 置 | 多摩市の東部に位置する連光寺地区及び稲城市の西部に位置する若葉台地区にまたがる地域 |
| 4 区 域 | 別表及び別図に示す地域 |
| 5 指 定 面 積 | 32,923m ² |

6 区域の概要

当区域は、多摩丘陵の北部である多摩市東部、稲城市との市境に位置し、多摩川の支流にあたる谷戸川水系に含まれる。自然地形の残存する谷戸は、小規模であるが、周辺の緑地と連続することによって、まとまりのある緑地の一部を構成している。湿地にはかつての水田景観や畑地から連続する落葉広葉樹林の景観があり、多摩丘陵において人とのかかわりの中で形成されてきた里山環境の面影を見ることができる。

区域内の谷底面は、ミゾソバやヨシ等の湿性草地となっており、水路や湿地が維持されている。北東部の斜面樹林地にはコナラ等の雑木林や竹林が見られる。湿地と樹林地をつなぐ場所には農地があり、谷戸の集水域に位置し水源涵養の役割を担っている。また、農地からつながる南側の斜面地にはコナラやヤマザクラ等の高木やススキ群落も見られる。

こうした多様な環境が組み合わさった当地域では、キバサナギガイ等の希少な貝類やタマノカンアオイ等の希少植物、ヘイケボタルやホトケドジョウといった水生生物も生息している。

- (1) 都市計画上の区域 市街化区域
- (2) 都市計画上の用途地域 第一種低層住居専用地域
- (3) 土地所有関係 多摩市、稲城市、東京都ほか

6 指定理由

当区域は多摩丘陵の北部に位置し、小規模ながらも東京の丘陵地に特徴的な景観である谷戸地形を維持している。区域内には湿地、草地、農地、自然林があり、これらが組み合わさった多様な環境を保有している。

また、谷戸の湿地は、キバサナギガイやミズコハクガイ等、絶滅危惧種である陸産、淡水産の貝類の都内唯一の希少な湿地環境となっているなど、多くの希少な生物が生息していることから、将来にわたり生物多様性の保全と里山景観を確保することが急務である。

別 表

多摩市連光寺六丁目 9番6、9番14、9番15、9番16、9番21、9番22、9番25、
9番38、9番39、10番3、10番9、10番12、10番13、
10番14、10番15、10番19、10番21、10番22、10番23、
10番24、10番25、10番26、11番9、11番10、11番11、
11番12、11番13、11番42、11番43、11番44、11番45、
11番46、11番49

稲城市若葉台四丁目 28番、29番

保全計画書

1 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の北部に位置し、多摩川の支流に当たる谷戸川水系の流域に含まれる。多摩丘陵の北部は、昭和四十年代から多摩地区で進められた新住宅市街地開発事業（多摩ニュータウン計画）によって宅地化が進み、そのほとんどが造成されている。しかし、当区域の位置する都道百三十七号線の東側の一部は、新住宅市街地開発事業の対象から外れた場所に当たり、現在でも樹林地、耕作地、休耕地の湿地等が残存する場所となっている。

当区域の谷戸及び樹林地には、植物のタマノカンアオイ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が分布し、谷戸の湿地はエゾノサヤヌカグサ、昆虫類のヘイケボタル及びキイロジョウカイ、魚類のホトケドジョウ、底生動物のマメシジミ類及びヤマサナエ等希少な動植物が残存する場所となっている。特に、谷戸の湿地では、キバサナギガイ（環境省：絶滅危惧Ⅰ類、東京都：絶滅危惧Ⅰ類）、ナタネキバサナギガイ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類、東京都：絶滅危惧Ⅱ類）及びミズコハクガイ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類、東京都：絶滅危惧Ⅰ類）が非常に高い密度で発見されており、陸産及び淡水産の貝類の生息地としては、都内唯一の希少な湿地環境となっている。

また、谷戸の水域では、要注意外来種のアメリカザリガニが確認されていない点も特徴として挙げられる。水域の外来種が少ないことが、生物多様性及びかつての多摩丘陵の生物相が保全されている理由の一つと考えられる。

2 自然の保護と回復のための方針

高密度に生息するキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイを含む淡水産及び陸産貝類の生息環境の保全を図るとともに、残された多摩丘陵の里山環境を保全していく。

また、野生動植物保護地区を指定し、希少な動植物をはじめとした里山環境の生物相を保全する等生物多様性に資する取組を行っていく。

(1) 希少な生物の保全

キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ等の貝類の生息環境である谷戸の湿地は、研究者との連携を維持し、継続的にモニタリング（観測）を行いながら保全する。

(2) 水辺性の里山環境の保全

多摩丘陵の里山環境にみられるシュレーゲルアオガエル、ホトケドジョウ、エゾノサヤヌカグサ等の生息生育環境保全のため、適切な管理と継続的なモニタリング（観測）を行いながら保全する。

(3) 里山環境の保全

タマノカンアオイ、キンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が生育する樹林の適切な管理と継続的なモニタリング（観測）を行いながら保全する。植栽地等は、計画的にコナラ及びクヌギが優占する落葉広葉樹林の形成を図る。

また、現状の草地環境も保全する。

(4) 農地の保全

周辺の樹林環境との連続性に配慮し、多摩丘陵において人との関わりの中で形成されてきた里山環境を保全する。

また、草地環境の保全も図る。

農地は、基本的に地権者及び農地利用者が継続して営農する。営農に際しては、里山環境保全の視点から、農薬等の使用を控える等のルールや、草刈り等の日常の管理作業に係るルールを検討する。

また、都民ボランティアが積極的に営農に参加し、協力できるような、都民ボランティアとの協働関係を形成する。

3 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、本計画に基づいて実施する保全事業については、規制の対象としない。

人の立入りから動植物を保護するため、湿地部を歩く経路を定める等の対策をとる。

4 植生管理に関する事項

当区域を保全し、利活用していくに当たり、植生の現状を把握した。

これを踏まえ、2の方針に基づき、区域ごとに目標植生及び植生の管理方針を定めた。これに従い、それぞれの地域の地形、土壌、目標とする景観又は生物環境の特性及び利活用の計画を考慮しながら、具体的な管理方針を検討していく。

この具体化された管理方針に基づき、樹林管理（皆伐、除伐、下草刈り、落葉掻き等）及び湿地管理（草刈り、水量調整、水田耕作等）を都民と協働しながら継続的に実施する。

また、耕作地及び果樹園については現状の耕作を継続する。当該管理の作業の成果については、継続的に観測し、植生管理に活用していく。

5 施設に関する事項

保全地域における活動で使用する機材を収納する倉庫等の施設を必要に応じて設置する。

保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板、解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板、人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

6 保全地域の活用その他の運営に関する事項

2の方針に基づき、植生管理、施設の整備、保全地域の活用等の保全事業を進めるために、都民ボランティア、専門家、地域住民、多摩市、稲城市、東京都等で構成する協議の場を定期的に設ける。

また、都民と協働して次のように利活用する。

- (1) 森林部分においては、動植物の生息・生育環境の保全を目的とし、都民のボランティア活動として除間伐、下刈り等を行い、樹林環境管理を行う。ボランティア活動により発生した材は、可能な限り資源として有効に活用する。
- (2) 谷戸部の一部は、希少な動植物の生息・生育環境の保全を目的として管理するため、利用を制限する。
また、多摩丘陵において里山として形成されてきた自然環境が、希少な動植物の生息・生育環境となっていることから、その回復を図るため、草刈り、水田耕作等を行う。それらの作業に際しては、希少な動植物の生息・生育環境に影響のない範囲で、環境学習又は体験の場として活用する。
- (3) 耕作地は、地権者の協力を得ながら、体験学習の場として活用する。
- (4) (1)から(3)までの活用を行うに当たっては、企業等が必要な人材又は資機材を提供するなどの社会貢献活動を行う場としての活用も検討する。
- (5) 希少な動植物や、生物多様性の保全に資する研究等の場として活用する。

7 野生動植物保護地区の指定に関する事項

貝類のキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイをはじめとする希少な湿地の生物を保護するため、条例第二十五条第一項の規定に基づき、連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部を野生動植物保護地区に指定する。

- (1) 指定区域 連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部（別図2に示す区域）
- (2) 指定区域の面積 0.27ha
- (3) 保護すべき野生動物の種類

条例第25条第3項の規定に基づき野生動植物保護地区内に生息する次に掲げる動物を、捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。

両生類：ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエルその他の両生類全種（ただし外来種を除く。）

魚類：ホトケドジョウ

昆虫類：ヒメアカネ及びヘイケボタル

貝類：キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイ

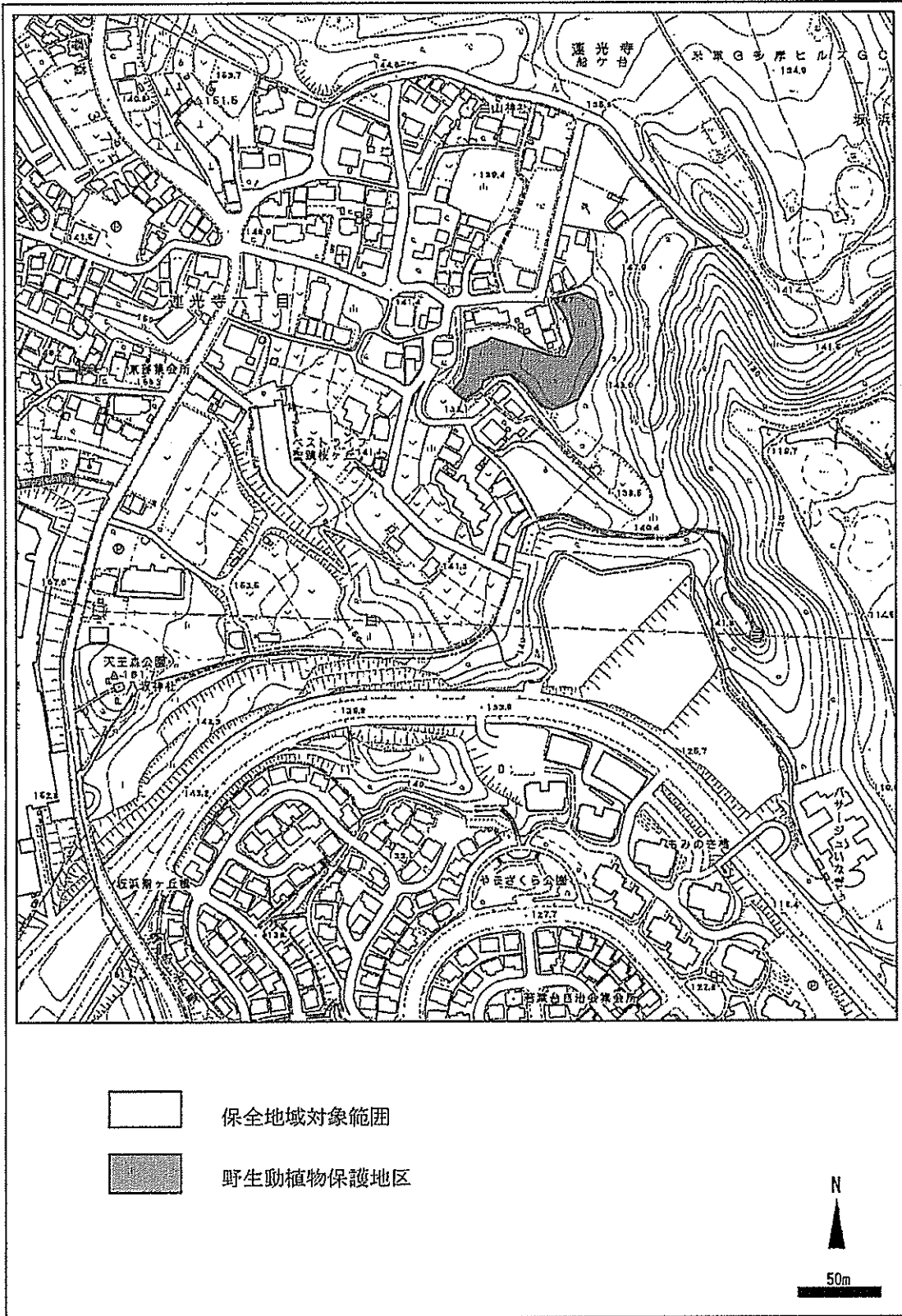


図1 野生動植物保護地区対象地

8 区域別保全・利活用の方針

保全および利活用の観点から、図2に示す5エリアに区分し、それぞれの保全・利活用の方針について表1に示す。また、植生図を図3に、現存植生図対応表を表2に示す。

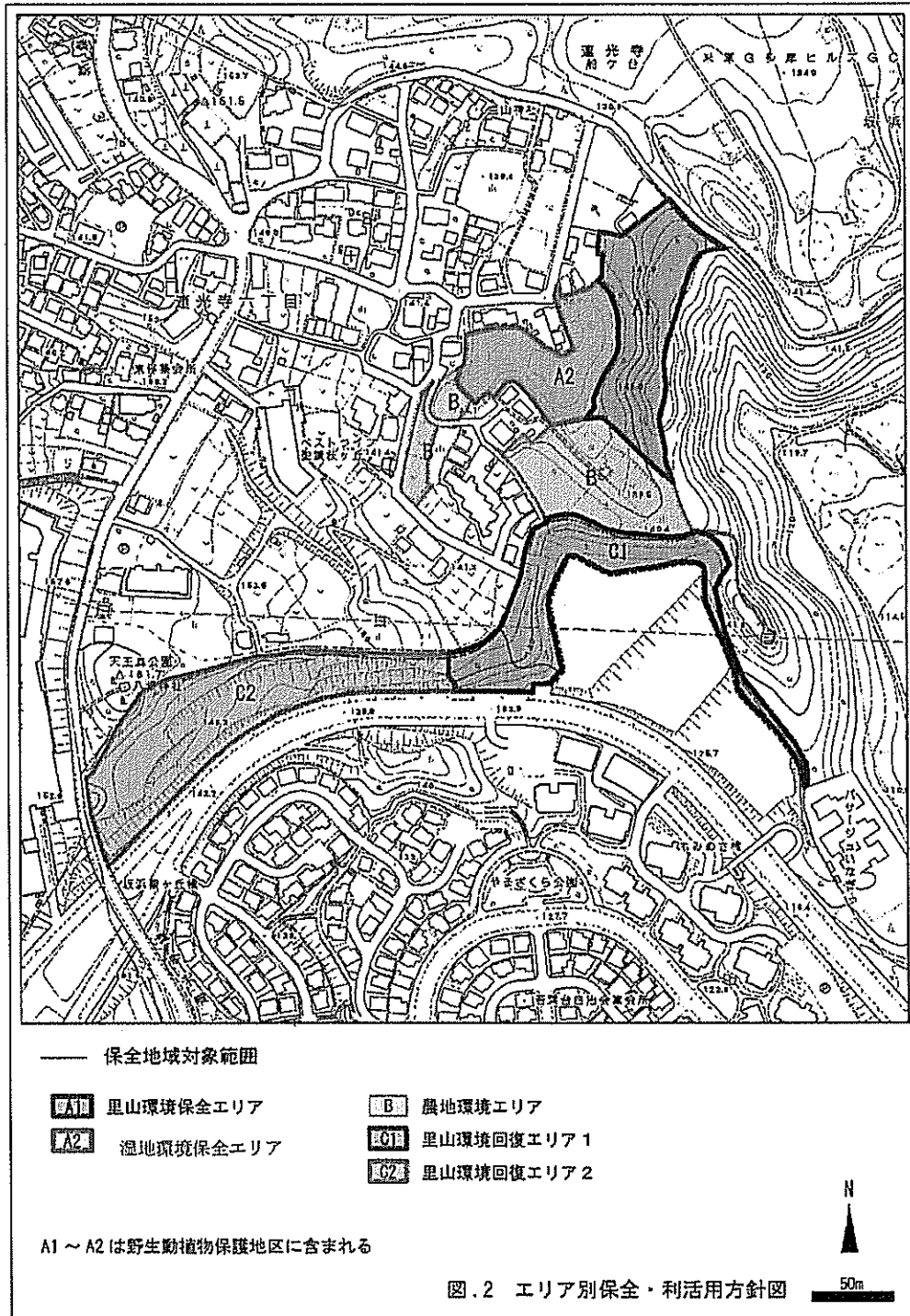


図.2 エリア別保全・利活用方針図

表1(1) エリア別保全・利活用の方針

| エリア名 | 現況の自然特性 | 保全の方針 | 利活用の方針 |
|------------------------------|---|---|--|
| <p>A1 里山環境保全 エリア</p> | <p>・コナラ、シデ類及びヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。 ・林床にはタマノカンアオイ、キンラン、ササバギラン、シユンラン等が生育する。一部にはアズマネザサが繁茂する。 ・ヒラタクワガタやキマダガラカキミ、アカシジミなども生息する。</p> | <p>・落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。 ・クヌギやコナラ等に依存する生物の生息空間の保全、回復を図る。</p> | <p>・基本的に樹林地の管理とモニタリングを行う。 ・コナラ林は、豊かな動植物の生息環境になるように入入れする。</p> |
| <p>A2 湿地環境保全 エリア</p> | <p>・谷戸の下流部は、水際の樹林地に覆われ、やや薄暗い環境を呈している。谷底面にはミソソバ群落及びキヨウウチ群落が分布し、一部にやや乾燥化したカナムムグ群落等が分布する。ヒメアカネ、ヘイケボタル等や薄暗い環境を嗜好する種類が見られる。 ・谷戸上流部から中流部では、谷底面にはヨシ、ガマ群落やエゾノサヤカサ群落が分布する。希少な貝類が比較的良好に見られる場所、キンヒバリ、キイロジョウカイ等がみられる。 ・最上流部は、現在はガマ群落やヨシ群落となっており、平成23年まで水田環境が見られていた。また、アカガエル類及びビレーゲルアオガエルの産卵場所並びにホトケドジョウの繁殖地となっており、シオヤクンボ等が見られる。</p> | <p>・柵の設置等を行い、希少種の保全を行う。 ・希少な貝類の生息環境を保全する。特に水環境の維持と外来種対策を行う。 ・アメリカザリガニ等についてはモニタリングを継続して実施し、侵入が確認された場合には駆除する。 ・日陰の湿地を部分的に維持し、ヘイケボタル、ヒメアカネ等の生息環境を保全する。 ・水田環境の復元による里山景観と、カエル類やホトケドジョウをはじめとする水田環境の多様な生物相を保全する。 ・周辺の樹林や竹林は適切に空間を管理し、湿地への拡大を抑制する。 ・コクランの生育環境を保全する。</p> | <p>・基本的に立入りを制限し、立入りは湿地の管理とモニタリング等の機会に限定する。 ・湿地の管理手法として、伝統的な水田管理の手法を用いる。管理の体制や影響の程度を見極めながら、当区域の希少性と価値を周知するための限定的な活用を検討する。</p> |

表1(2) エリア別保全・利活用の方針

| エリア名 | 現況の自然特性 | 保全の方針 | 利活用の方針 |
|----------------------|---|--|---|
| B 農地環境 エリア | <ul style="list-style-type: none"> ・谷戸の集水域に位置し、水源涵養の役割を担うとともに、里山の様な景観を形成している。 ・放棄地や果樹園の草地にはクルマバツタ、シヨウウリウヨウバツタモドキ等が生息する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地と草地環境を保全する。 ・現状の営農者を尊重しつつ、農薬の使用、施肥及び草刈のルール作りを行う等の協力を得る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、現在の営農を継続して実施する。 ・営農者及び地権者との協議を行い、畑の体験教育等の場としての活用を検討する。 ・草地環境の維持管理を通して、当該地域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。 |
| C1 里山環境回復 エリア1 | <ul style="list-style-type: none"> ・コナラ、シデザ類、ヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。 ・林床のほとんどはアズマネザサが繁茂するが、尾根道脇にアマドコロ、樹林地の裾にキンランゲン等が見られる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。 ・クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息空間の保全及び回復を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該区域の希少性及び価値を周知し、環境教育の場として活用する。 |
| C2 里山環境回復 エリア2 | <ul style="list-style-type: none"> ・コナラ、ヤマザクラ等が植栽され、高木林となっているほか、ススキ草地が分布する。草地環境には、シヨウウリウヨウバツタモドキ等が生息する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。 ・クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息空間の保全及び回復を図る。 ・草地環境の維持及び管理を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該区域の希少性及び価値を周知し、環境教育の場として活用する。 |

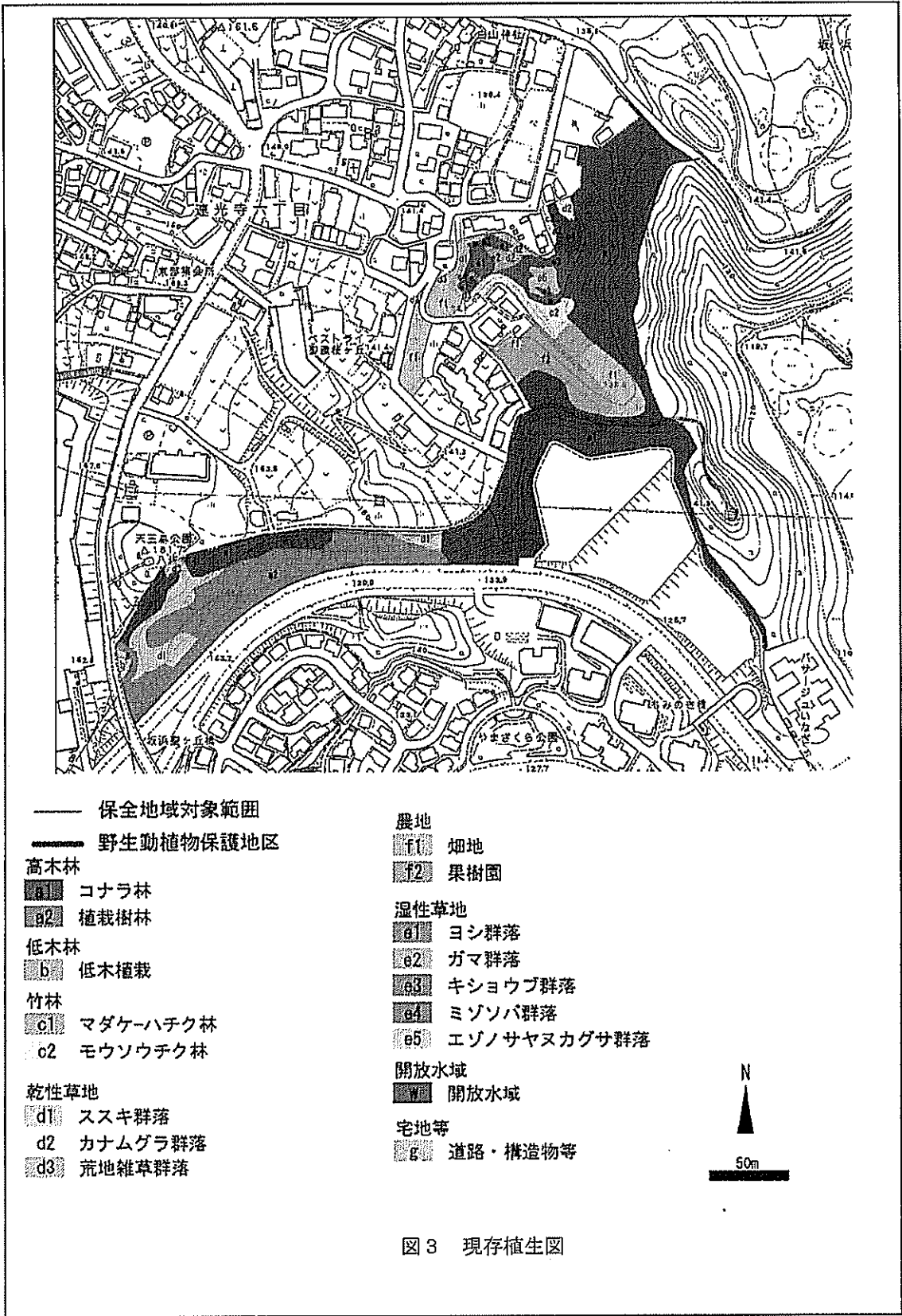


表 2 東京都現存植生図番号対応表

| 大区分 | 細区分 | 植生 番号 | 保全・利活用エリア | | | | |
|--------|----------------|----------|-----------|----|---|----|----|
| | | | A1 | A2 | B | C1 | C2 |
| a 高木林 | a1 コナラ林 | 19 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | a2 植栽樹林 | 33 | | | | | ● |
| b 低木林 | b 低木植栽 | 66 | | | | | ● |
| c 竹林 | c1 マダケ・ハチク林 | 28 | | ● | | | |
| | c2 モウソウチク林 | 28 | | ● | ● | | |
| d 乾性草地 | d1 ススキ群落 | 30 | | | | | ● |
| | d2 カナムグラ群落 | 34 | | ● | | | |
| | d3 荒地雑草群落 | 36 | | ● | ● | | ● |
| e 湿性草地 | e1 ヨシ群落 | 11 | | ● | | | |
| | e2 ガマ群落 | 11 | | ● | | | |
| | e3 キシヨウブ群落 | 11 | | ● | | | |
| | e4 ミゾソバ群落 | 40 | | ● | | | |
| | e5 エゾノサヤヌカグサ群落 | 40 | | ● | | | |
| f 農地 | f1 畑地 | 35 | | | ● | | |
| | f2 果樹園 | 38 | | | ● | | |
| W 開放水面 | W 開放水面 | 74 | | ● | | | |
| g 住宅地 | g 道路・構造物等 | 70 | | | | | ● |

9 エリア別目標植生・管理方針

エリア別の目標植生及び管理方針表 3~7 に示す。

表 3 A1 里山環境保全エリア 管理方針

| エリア名 | 現存の植生 | | 目標とする植生 | | 管理方針及び方法 | A 主木 | B 下草 | C 落葉 | D 植栽 | E 草刈 |
|---------------------|-------|------|---------|---------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 番号 | 名称 | 番号 | 名称 | | | | | | |
| A1 里山環境保全 エリア | a1 | コナラ林 | 5 | 二次林 (コナラ林) | 林床の注目すべき種を保全するため、林床の下刈りを冬季(12月及び1月)に実施する。林床植物や低木が繁殖している場所は、夏季(7月)に実施する。下刈りをする場合は、クマノカンアオイへの影響がない様に、必要な場所では目印をつける等の配慮を行う。 林縁や宅地等に近い場所には、ヤブを殺す場所も設定する。 長期的には環境に配慮しながら皆伐による森林の更新を図る。 | 3 | 2 | 1 | 1 | - |

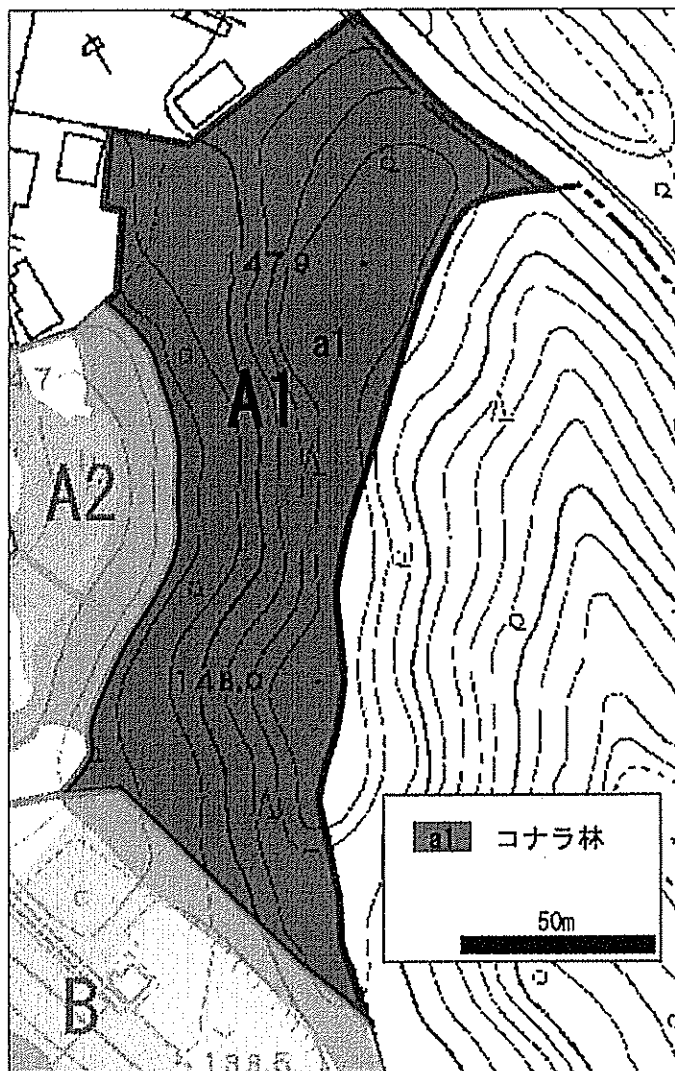
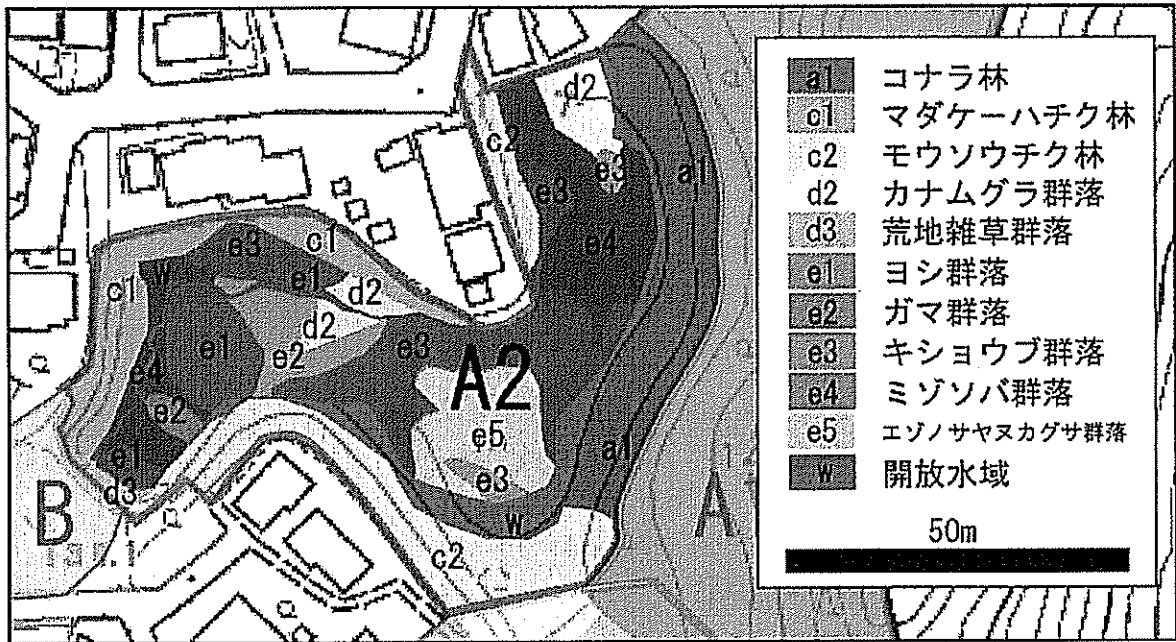


表 4 A2 湿地環境保全エリア 管理方針

| エリア名 | 現存の植生 | | 目標とする植生 | | 管理方針及び方法 | A 水生 木 | B 下 草 | C 花 草 | D 植 栽 | E 草 地 | 野生動物保護地区の管理方針 |
|---------------------------------------|-------|---------------------|---------|------------------|---|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|
| | 番号 | 名称 | 番号 | 名称 | | | | | | | |
| A2 湿地環境保全 エリア (野生動物保護 地区) | n1 | コナラ林 | 5 | 二次林 (コナラ林) | 必要に応じて格別りや間伐を行う。 樹林と湿地の状況を見ながら、順応 的な管理を行う。 | 3 | 2 | 1 | 1 | - | <p>キバサナギガイ、ナクネキバサナギ ガイ、ミスコハクガイ、ヒメアカネ、 ヘイケボタル、ホトケドジョウ、ニホ ンアカガエル、ヤマアカガエル、シュ レーゲルアマガエル等の希少種が生息 する湿地全域を一つのビオトープユ ニットとして捉え、一体的な管理を行 う。</p> <p>・湿地の外周部に柵を設け、閉鎖管理 を行うことにより、希少種の持ち寄り 行為やオーバーユースを防ぐ。 ・アメリカザリガニ等の外来種の侵入 に備え、湿地のモニタリングを継続的 に行い、外来種を確認した場合には、 直ちに排除する。 ・開放水面については、堆積物が見ら れた場合に泥を寄せるなどし、現状を 維持する。ホトケドジョウの見られる 水の流れについても堆積による置き止 めが見られた場合に速やかに現状復旧 などを行う。 ・カナムグラ群落を構想し水生草地と して復旧化する等、湿地部の乾燥化を 防ぐ。 ・外周樹林の拡大を防止するととも に、林縁の目当たりを配慮し、ヘイケ ボタルやヒメアカネ等が生息する日陰 の湿地を維持する。 ・カエル類やホトケドジョウ等の生息 する水田環境を保全するための耕作等 を行う。</p> |
| | c1 | マダケ-ハチクシ | 7 | 竹林 (マダケ-ハチクシ) | 現状の竹林が拡大しないようにす る。 | 3 | 3 | 2 | 1 | - | |
| | e2 | モウソウチク林 | 7 | 竹林 (モウソウチク林) | 現状の竹林が拡大しないようにす る。 一帯に1、2米程度の密植にする。 若い竹を伐す際にし、若い竹林 を維持する。 | 3 | 3 | 2 | 1 | - | |
| | d2 | カナムグラ群落 | 10 | 水生草地 (水田雑草群落) | 住宅地が隣接するため、住宅地か らの光を通る疎樹帯としての役割を 果たす。 群落の一部は、水田環境に依存す る生物の保全を目的とした耕作を行 い、復旧化を図る。 | - | - | - | 1 | 4 | |
| | e1 | ヨシ群落 | 10 | 水生草地 (ヨシ群落) | 基本的には手を加えない。 貝類のモニタリングを行い、専門 家の意見を聞きながら、経過しを良 くする等の対策を適宜行い、順応的 な管理を行う。 | - | - | - | 1 | 2 | |
| | e2 | ガマ群落 | 10 | 水生草地 (ガマ群落) | 西側の一部でカエル類やホトケド ジョウ等の水田環境に依存する生物 の保全を目的とした水田耕作を行 う。水田環境の状況を見ながら、順 応的な管理を行う。 貝類のモニタリングを行い、専門 家の意見を聞きながら、順応的な管 理を行う。 | - | - | - | 1 | 2 | |
| | e3 | キシノウエ群落 | 10 | 水生草地 (水田雑草群落) | 積草がたまって、キシノウエを除去 し、ヨシ群落等の高草性草地への 移行を図る。 貝類の生息環境に配慮しながら、 順応的な管理を行う。 | - | - | - | 1 | 4 | |
| | e4 | ミゾソバ群落 | 10 | 水生草地 (水田雑草群落) | 西側の一部でカエル類、ホトケド ジョウ等の水田環境に依存する生物 の保全を目的とした水田耕作を行 い、畦畔植生の回復を図る。水田環 境の状況を見ながら順応的な管理を 行う。 | - | - | - | 1 | 4 | |
| | e5 | エゾノ サヤヌカグサ 群落 | 10 | 水生草地 (水田雑草群落) | 現状を見守りながら、必要に応じ て部分的に耕作するなどの、順応的 な管理を行う。 | - | - | - | 1 | 2 | |
| | W | 開放水面 | 100 | その他 (開放水面) | 現状を見守りながら、堆積物が多 い場所の泥を寄せるなどの、順応的 な管理を行う。 開放水面については、生物や水の 状況を把握しながら、現状維持す る。 | - | - | - | 1 | - | |



なお、保全・利活用の方針と目標植生に基づいた湿地の管理方針図を図4に示す。

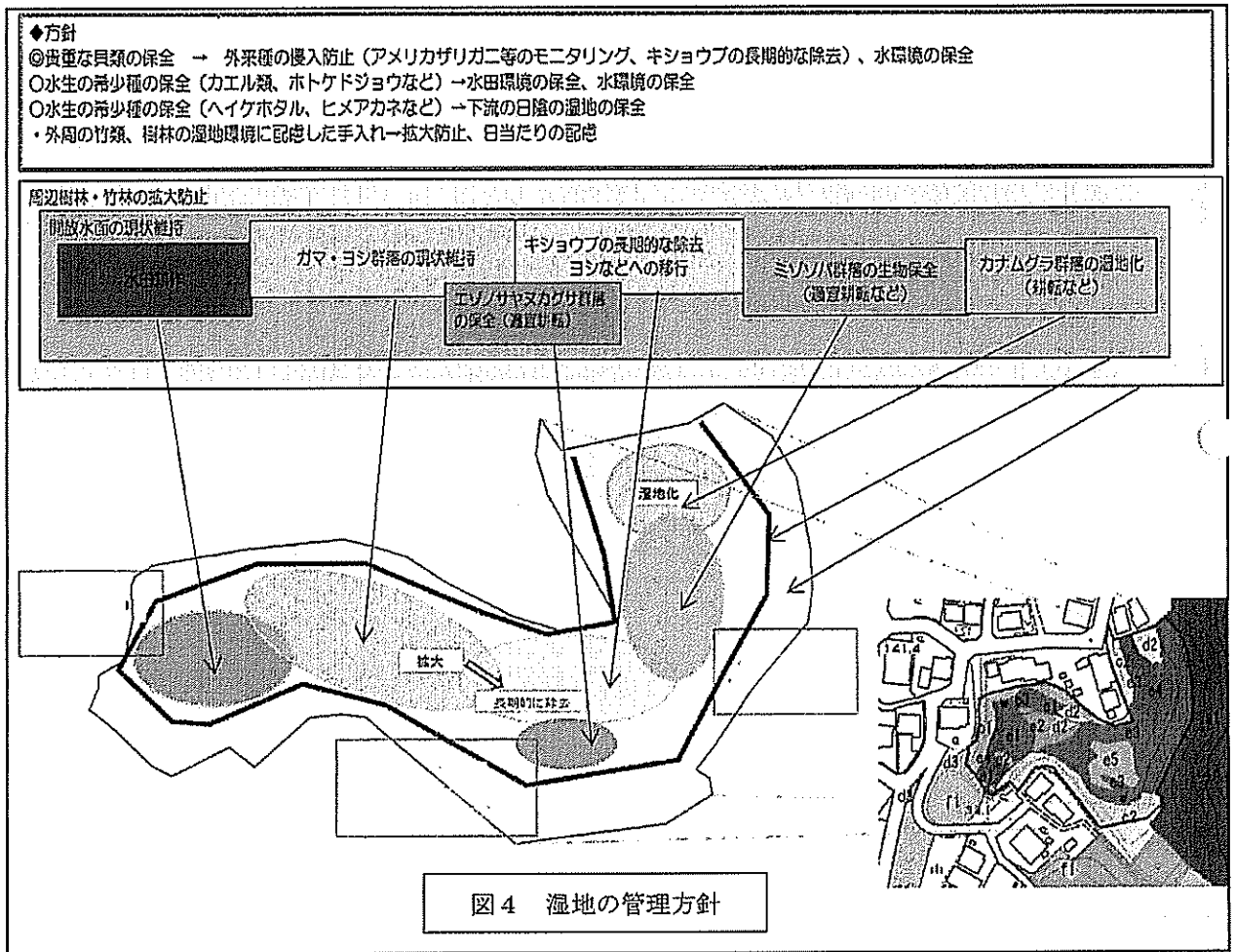


表5 B 農地環境エリア 管理方針

| エリア名 | 現存の植生 | | 目標とする植生 | | 管理方針及び方法 | A 主木 | B 下木 | C 落葉 | D 植栽 | E 草地 |
|---------------|-------|---------|---------|-----------------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 番号 | 名称 | 番号 | 名称 | | | | | | |
| B 農地環境 エリア | a1 | コナラ林 | 5 | 二次林 (コナラ林) | 農地に隣接する樹林地の林床は、明るい林床を維持するため、冬季(12月及び1月)に下刈りを行う。また、耕作地が日陰にならないように、裾刈りや間伐を行う。 | 3 | 2 | 1 | 1 | - |
| | c2 | モウソウチク林 | 7 | 竹林 (モウソウチク林) | 農地に隣接する竹林は、竹林の密度を一坪当たり1、2本程度に伐採する。伐採は、夏季(8月及び9月)に行うのが効果的である。また、耕作地が日陰になったり、竹林が広がらないように裾刈りや間伐を行う。 | 3 | 3 | 2 | 1 | - |
| | f1 | 畑地 | 100 | その他 (畑地) | 基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保金地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得ようとする。 ボランティア活動団体が耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。 | - | - | - | 2 | 6 |
| | f2 | 果樹園 | 100 | その他 (果樹園) | 基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保金地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得ようとする。 ボランティア活動団体が耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。 | - | - | - | 2 | 6 |
| | d3 | 荒地雑草群落 | 11 | 二次草地 (荒地雑草群落) (ススキ群落) | 耕作地に隣接する場所では、1m程度の幅で年に2、3回程度刈取りを行い、背丈が高くなならない草環境を維持する。 その他の地域では、年に1回程度(2月)刈取りを行い、ススキ草地等の高草草地の環境を維持する。 | - | - | - | 1 | 2、 4 |

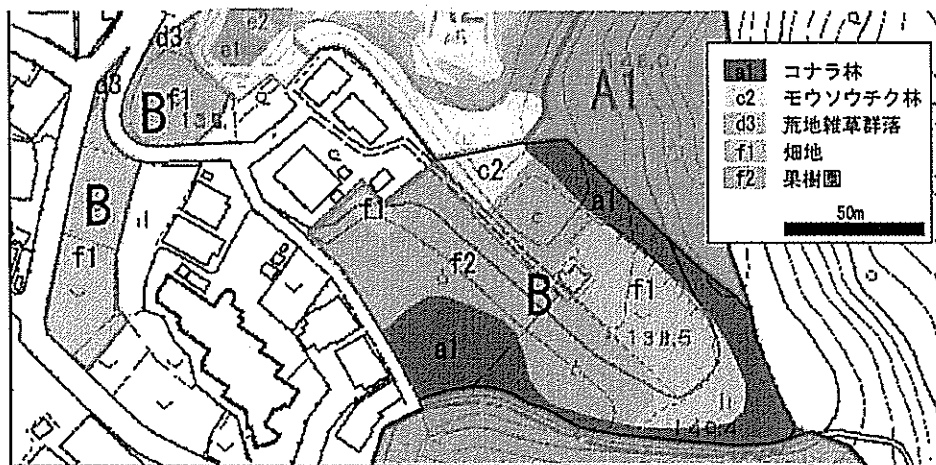


表6 C1 里山環境回復エリア1 管理方針

| エリア名 | 現存の植生 | | 目標とする植生 | | 管理方針及び方法 | A 主木 | B 下草 | C 落葉 | D 植栽 | E 草地 |
|----------------------|-------|------|---------|---------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 番号 | 名称 | 番号 | 名称 | | | | | | |
| C1 里山環境 回復エリア1 | a1 | コナラ林 | 5 | 二次林 (コナラ林) | 林床を明るくする区域、鳥類等の繁殖地としてヤブを残す区域等の区域を設定した管理を行う。林床を明るくする区域では、夏季(7月)と冬季(12月及び1月)に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アズマネザサが密生しすぎないように、様子を見ながら2、3年に1回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。高木については、密生する場所では間伐を行う。 | 3 | 2 | 1 | 1 | - |

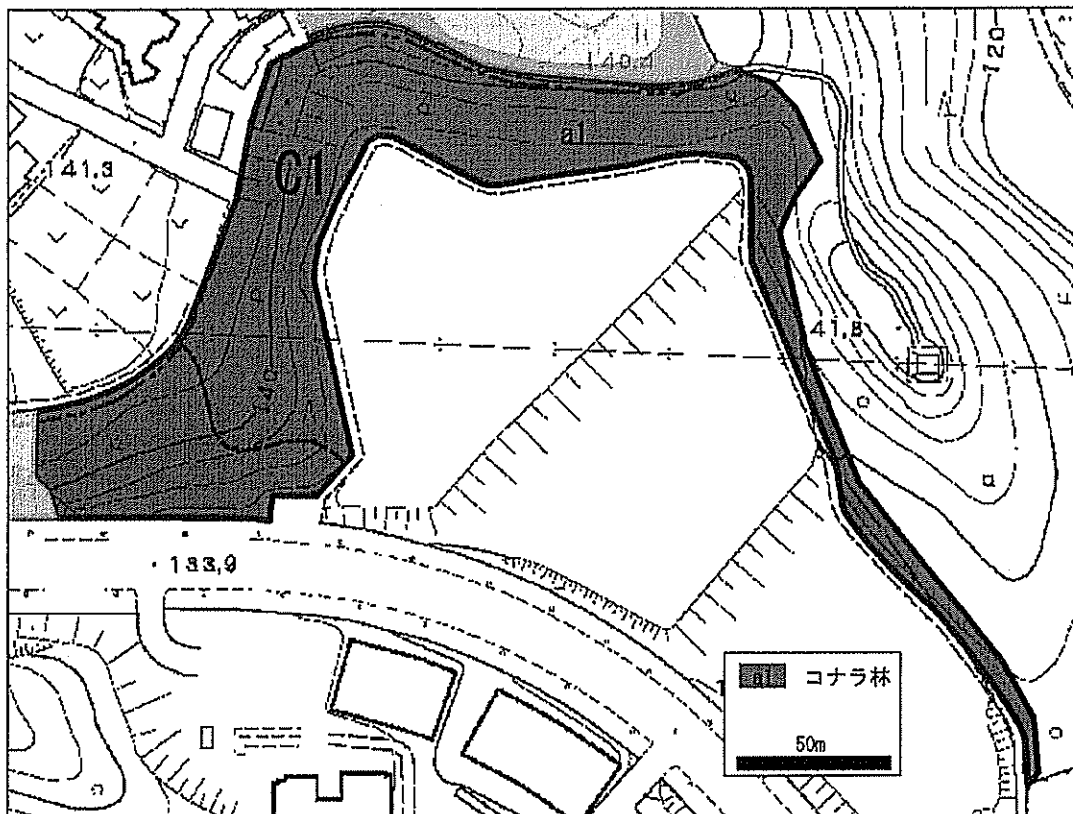


表7 C2 里山環境回復エリア2 管理方針

| エリア名 | 現存の植生 | | 目標とする植生 | | 管理方針及び方法 | A 主木 | B 下草 | C 落葉 | D 植栽 | E 草地 |
|---------------|-------|--------|--------------|---|---|-------------|-------------|-------------|---------|-----------------------|
| | 番号 | 名称 | 番号 | 名称 | | | | | | |
| C2 里山環境回復エリア2 | a1 | コナラ林 | 5 | 二次林 (コナラ林) | 林床を明るくする区域、鳥類等の繁殖地としてヤブを残す区域等の区域を設定した管理を行う。林床を明るくする区域では、夏季(7月)と冬季(12月及び1月)に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アズマネザサが密生しすぎないように、鎌子を見ながら2、3年に1回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。高木については、密生する場所では間伐を行う。 | 3 | 2 | 1 | 1 | - |
| | a2 | 植栽樹林 | 5 / 11 | 二次林 (コナラ林) / 二次草地 (ススキ群落) | 間伐と下刈りを行い、コナラ林へ移行する。ススキ群落に隣接する場所では、ススキ群落のまとまりを考慮し、一部をススキ群落等に草地化することも検討する。 | 3 / - | 2 / - | 1 / - | 1 | - / 2 |
| | b2 | 低木植栽 | 6 | 植栽木 (低木植栽) | 道路に囲まれた場所でサツキが植栽されている現状を維持する。 | 1 | 2 | 1 | 1 | - |
| | d1 | ススキ群落 | 11 / 5 | 二次草地 (ススキ群落) (荒地雑草群落) / 二次林 (コナラ林) | ススキ群落、荒地雑草群落(低茎草地)の区域を設定して管理する。ススキ群落は年に1回程度(2月)に刈取りを行い、ススキ草地等の高茎草地の環境を維持する。荒地雑草群落(低茎草地)は、年に2、3回程度刈取り、背丈が高くない草地環境を維持する。植栽樹林に隣接する場所では、植栽樹林のまとまりを考慮し、群落の一部をコナラ林へ移行することを検討する。 | - / 3 | - / 2 | - / 1 | 1 | 2 . 4 / - |
| | d3 | 荒地雑草群落 | 11 | 二次草地 (ススキ群落) (荒地雑草群落) | 天神森公園に隣接する場所では、年に2、3回程度刈取りを行い、背丈が高くない草地環境(低茎草地)を維持する。ススキ群落に隣接する場所は、状況に応じてススキ群落とするか、低茎草地を広げるかを検討する。 | - | - | - | 1 | 2 . 4 |

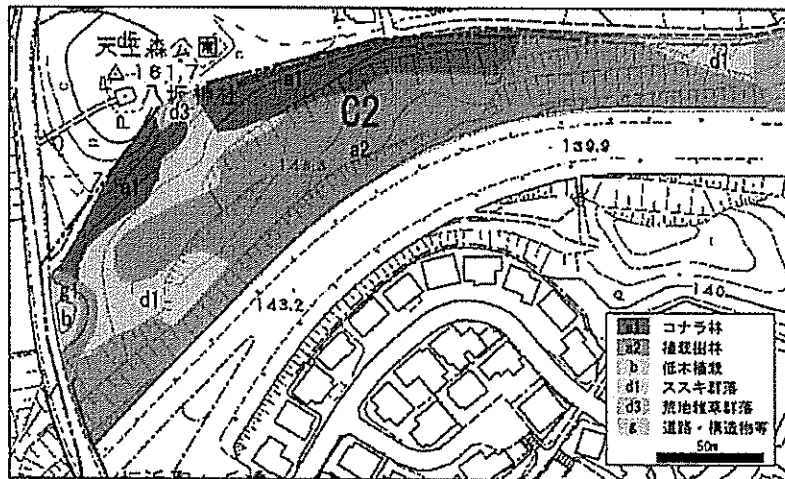


表 8

植物群落名及びその植生図番号と植生自然度一覽

(東京都現存植生図(2007年版)より)

| 区分1 | 区分2 | 区分3 | 凡例番号 | 植物群落名 |
|-----|---------------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------|
| I | A | 常緑広葉樹林 | 1 | スダジイヤブコウジ群集 |
| | | | 2 | タブノキイノデ群集 |
| | | | 3 | シラカシ群集 ケヤキ群集 |
| | | | 4 | シラカシ群集 奥型亜群集 |
| | | | 5 | シラカシ群集 モミ亜群集 |
| | | | 6 | ケヤキシラカシ原樹林 |
| | | | 7 | モミシキミ群集 |
| | | 河原林および湿生林 | 8 | ケヤキイロハモミ群集 |
| | | | 9 | ハンノキオニスゲ群集 |
| | | | 10-1 | タチヤナギ群集 他(ヤナギ高木林) |
| | | 河辺林 | 10-2 | イヌコリヤナギ群集(ヤナギ低木林) |
| | | | 10-3 | オニグルミ群集 |
| | | スゲ湿原植生 | 11 | カササゲ群集 他(ヨシスゲ湿地) |
| | | 冠水河辺草本植物群落 | 12 | オギ群集 他(冠水河辺草原-中流部) |
| | | | 13 | ツルヨシ群集 他(冠水河辺草原-上流部) |
| | | 抽水植物群落 | 14-1 | マコモウキヤカラ群集 |
| | | | 14-2 | ヨシ群落 |
| | 堆沼地植生 | 15 | シオク群集 他(堆沼地植生) | |
| | 浮葉植物群落 | 16 | ヒルムシロクラス(浮葉植物群落) | |
| | 夏緑広葉二次林 | 17 | ムクノキニクス群集 | |
| | | 18 | コナライイギリ群集 | |
| | | 19 | コナラクス群集 | |
| | | 20 | コナラクス群集 アカマツファシース | |
| | | 21 | コナラクリ群集 | |
| | | 22 | アカマツヤマツツジ群集 | |
| | | 23-1 | ニセアカシア植林(その他落葉広葉樹植林) | |
| | | 23-2 | ニセアカシア群集 | |
| | | 24 | クロマツ植林 | |
| | | 25 | アカマツ植林 | |
| | 植林 | 26 | スギ・ヒノキ植林 | |
| | | 27 | テーダマツ植林 他(外圍産鮮葉園植林) | |
| | | 28 | モウソウチク・マダケ林 | |
| | | 29 | メダケ群集 | |
| | | 竹林 | 30 | カナムグラークラス群集 |
| | | | 31 | ススキークラス群集 |
| | | | 32 | 人エシバ草地 |
| | B | 33 | 牧草地、緑化法草地 | |
| | | 34 | カナムグラークラス群集 | |
| | | 35 | ススキークラス群集 | |
| | | 36 | ニシキソウ・カラスビシャク群集(耕作畑雑草群落) | |
| | | 37 | ヒメムカシヨモギ・オオアレチノギク群集(耕作畑雑草群落) | |
| | | 38 | 茶畑 | |
| | | 39 | 落葉果樹園 | |
| | | 40 | 苗圃 | |
| | | 41 | セイタカアワダチソウ群集 | |
| | | 42 | ヨモギ・ユウガキ群集 他(踏踏雑草群落) | |
| | 43 | オオバコ・カゼクサ群集 他(踏踏群落) | | |
| 44 | オオイヌタデ・オオクサキ群集 他(埋立地雑草群落) | | | |
| 45 | コナギ・ウリカワ群集 他(耕作水田雑草群落) | | | |
| 46 | 水田雑草群落 | | | |
| 47 | ミソバ群集 | | | |
| 48 | モミイヌフナ群落 | | | |
| A | 49 | ブナツクバネウツギ群集 奥型群集 奥型亜群集 | | |
| | 50 | ブナツクバネウツギ群集 奥型群集 ウラジロモミ亜群集 | | |
| | 51 | ブナツクバネウツギ群集 タイミンガサモドキ群集 | | |
| | 52 | コメツガ・ウラジロモミ群集 | | |
| | 53 | コメツガ・ウラジロモミ群集 ヒノキファシース | | |
| | 54 | ツガ・ミツバツツジ群集 奥型群集 | | |
| | 55 | ツガ・ミツバツツジ群集 ヒノキ群集 | | |
| | 56 | シオジ・ミヤマクマウラヒ群集 | | |
| | 57 | フサザクラ・タマアジサイ群集 | | |
| | 58 | ミズナラ・クリ群集(ミズナラ・ダケカンバ群落を含む) | | |
| B | 59 | カラマツ植林 | | |
| | 60 | スズタケ群落 | | |
| | 61 | ススキヤマトラノオ群集 | | |
| | 62 | マルバダケブキ・ヤマアザミ群集 | | |
| | 63 | ススキ・マルバハコ群集 | | |
| | 64 | マルバダケブキ・ヤマカモシクサ群集 | | |
| | 65 | タラノキ・クサイチゴ群集 他 | | |
| A | 66 | シラビソ・オオシラビソ群集 コメツガ亜群集 | | |
| | 67 | ミヤマクマザサ・シモツク群集 | | |
| B | 68 | ダケカンバ・ネコシデ群集 | | |
| | 69 | 樹群をもった公園、墓地など | | |
| IV | - | その他の土地利用 | 70 | 緑の多い住宅地 |
| | | | 71 | 緑の少ない市街地・住宅地 |
| | | | 72 | 工場地 |
| | | | 73 | 造成地、人為地 |
| | | | 74 | 採石地 |
| | | | 75 | 自然裸地 |
| | | | 76 | 広いコンクリート地 |
| | | | 77 | 開放水域 |

* 区分1(クラス) I:ヤブツバキクラス成、II:ブナクラス成、III:トウヒークケモモクラス成、IV:その他土地利用
 * 区分2 A:自然植生 B:代償植生

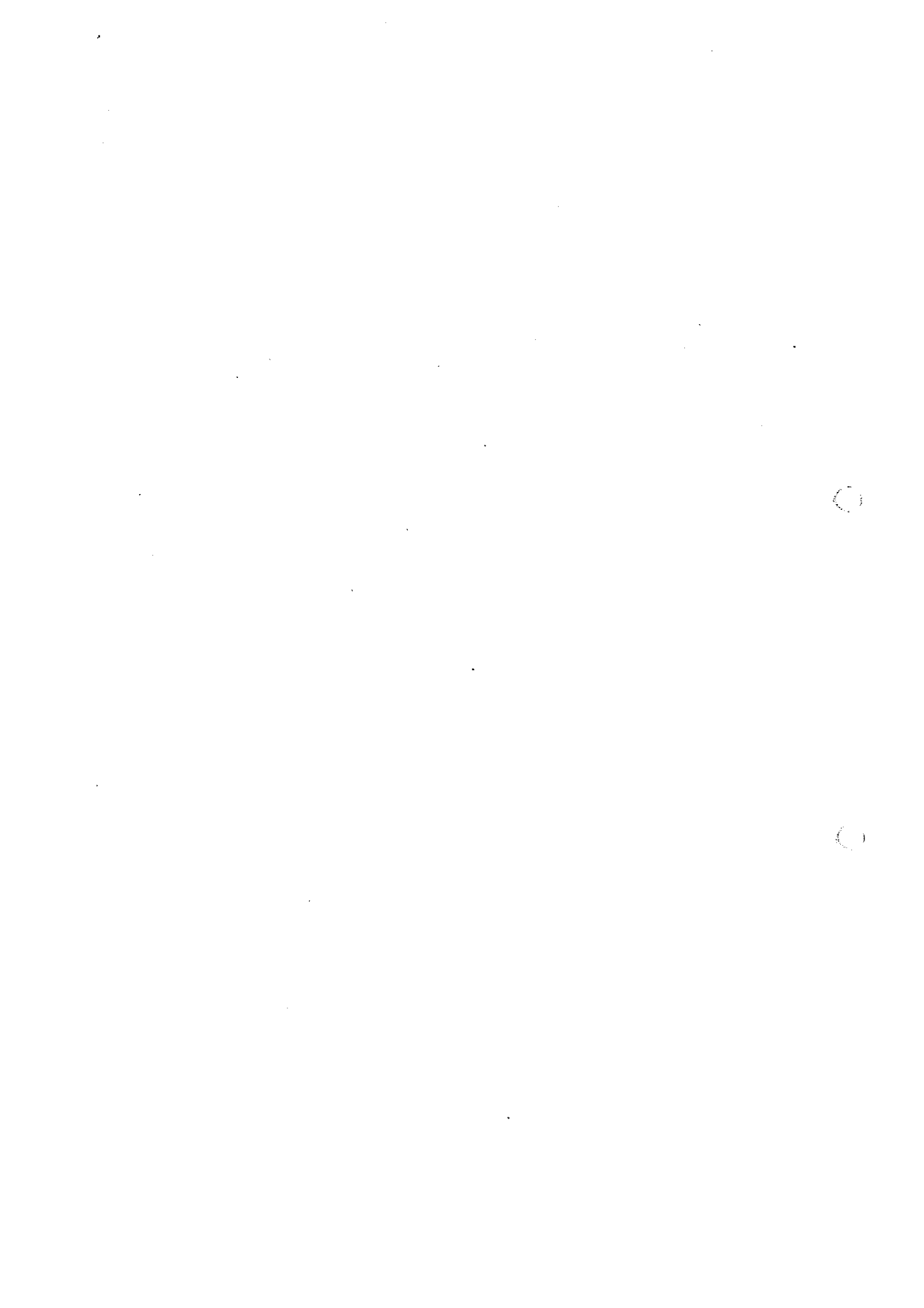
保全地域における植生保全の考え方と管理方針

昭和52年2月 東京都
自然環境保全審議会決定

(1)に大別する現況の植生について、(2)のような考え方により、(3)の目標を設定して、その管理方針及び方法を(4)から選択する。

| (1)現況の植生 | | (2)保全の考え方 | (3)目標とする植生 | (4)管理方針及び方法 |
|---|--|--|---|--|
| 自然林 1~10 47~50 63 | 過去に一度も伐採や下刈り等の干渉が加わっていない原生林及び二次的な林であるが長期間人為的な干渉が加わらなかつたため異相や種類組成が自然林に近づいている林 | 原則として、現状のまま保全とする。 | 針葉自然林 1 落葉広葉自然林 2 常緑広葉自然林 3 混交林 4 二次林 5 雑草林 6 竹林 7 樹生自然草原 8 草原 9 水生草地 10 11 二次草地 | A 基本の取扱い 1 伐採せず、現在の状態を継続させる。 2 伐採せず、森林に受けて自然林への移行を図る。 3 伐採更新を行うが、林相は変えない。 4 伐採して林種の転換を図る。あるいは、林種の転換策度を早める。 |
| 二次林 17~22 57、65 | 自然林と雑草林以外の、二次的に形成された林。現在も人手が入っているか、人手が入らなくなっても明らかに自然林とは異なる、雑木林、マツ林等の林 | (ア) 現在すでに自然植生に向かいつつある雑木林は、下刈りや落葉採取を行う。自然林への移行を図る。 (イ) 周辺の状況等から明るい林として管理させるべきものについては、下刈り、除伐等を行う。 (ウ) 現在も落葉等の利用を行っている林については、利用価値は尊重するが、伐採の方法及び量について一定の制限を加える。 (エ) 自然の多様性を確保し、野生動物の生息環境を守るため、低大置林(針葉樹の植栽林に変えること)は抑制する。 | B 下草及び下層木の取扱い 1 下刈り、除伐は行わず、現在の状態を継続させる。 2 出穂、時期、場所を選んで下刈り、下刈り、除伐を行い、目標とする植生への移行を図る。 3 全面的に下刈りを行う。 | |
| 植栽林 23~28 58 | スギ、ヒノキ、アカマツ等の人工植栽林 | 森林の多面的機能に留意して、伐期令(伐採する林の寿命)の引き上げや、小面積伐採による伐採区域の分散の指導を行う。 | C 落葉・落枝の取扱い 1 採取を行わない。 2 採取を行う。 | |
| 草原 11~15 29~34、36 40~44、46 59~62、64 | 植生の大部分が草本で占められているところ(陸上自然草原、湿原、水生草地、二次草地等) | (ア) 山地、河川敷等の自然草原は、原則として現状のまま保全する。 (イ) その他の二次草原については、周辺の環境条件や地域としての多様性を考慮して、草地としての保存、自然林もしくは二次林への段階的植栽等、その方法を選択する。 | D 植栽 1 行わない。 2 自備とする樹生の構成出穂の植栽を行う。 3 防災用植栽を行う。 4 野生動物の食餌植物の植栽を行う。 5 雑草用植栽を行う。 | |
| その他 | 地域の状況に依り、個々に定める。 | | E 草地の取扱い 1 現況の草地の手ま、放牧する。 2 現状の草地のまま、刈り取りを行う。 3 自然の侵入を待って、放牧する。 4 自然の侵入を待って、刈り取りを行う。 5 放牧又は植え付けの後、放牧する。 6 放牧又は植え付けの後、刈り取りを行う。 | |

注1. (1)の左欄の番号は、別表1植生群番号及びその植生図番号一貫の番号である。
注2. (4)は、植生が変化した場合として、目標達成のために当初受けた管理方針が不適当となった場合は、適宜管理内容を変更する。



保全地域制度の概要

1 保全地域とは（条例第17条）

「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを東京都が指定する制度です。

保全地域は以下の5種類があります。

① 自然環境保全地域

大部分が天然林からなる森林の区域、貴重な動植物の生育地等の区域で、自然の保護が必要な区域

② 森林環境保全地域

植林地を対象とし、自然の回復・保護が必要な区域

③ 里山保全地域

丘陵地の農地や雑木林等を対象とし、自然の回復・保護が必要な区域

④ 歴史環境保全地域

歴史的遺産と一体となった自然を対象とし、自然の保護が必要な区域

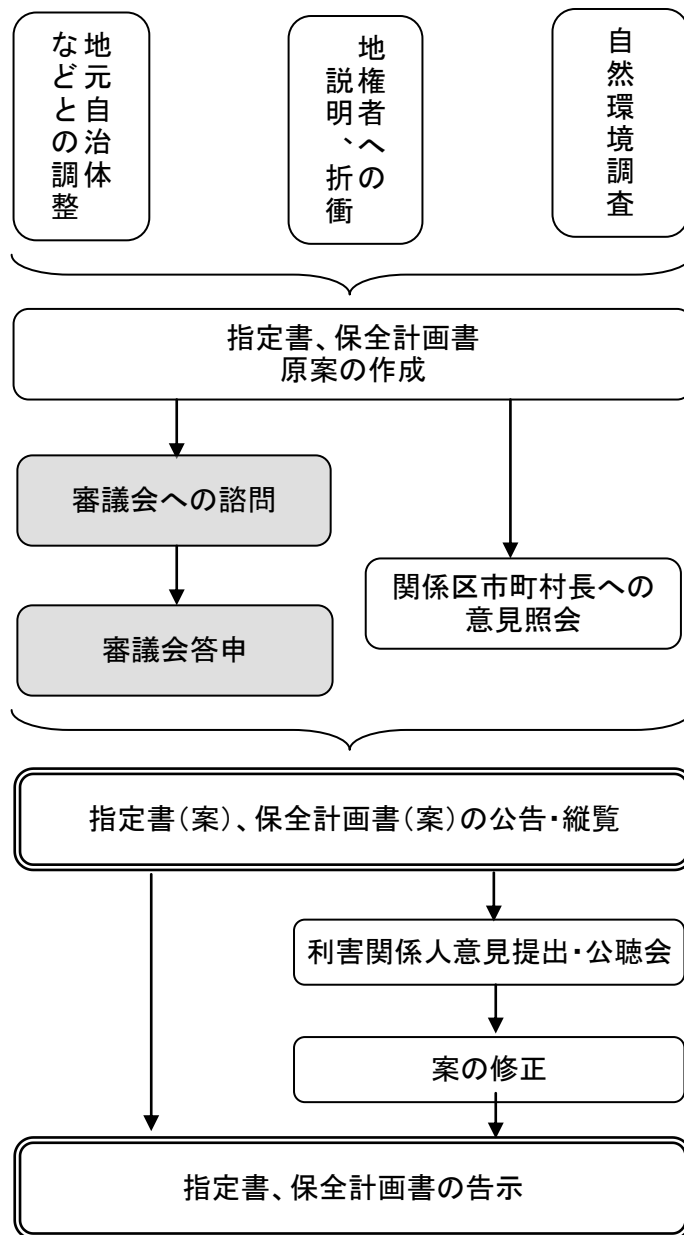
⑤ 緑地保全地域

市街地近郊の樹林地や水辺地を対象とし、自然の保護が必要な区域
現在、東京都では50箇所（約758ha）の保全地域が指定されています。

【保全地域（イメージ図）】



保全地域指定事務の流れ



2 指定された場合の行為制限（条例第24条）

保全地域の指定を受けると、公有地・民有地を問わず、以下に掲げるような行為が制限されます。

- 建築物や工作物の新築・改築・増築
- 宅地の造成や土地の開墾など、土地の形質変更
- 鉱物掘採や土石採取
- 水面の埋め立てや干拓
- 木竹の伐採
- 車の乗り入れ など

なお、以下のケースのように、緊急性・公共性が高く、やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 例）・斜面が崩壊してコンクリート塀による補強が必要な場合
- 隣接地に枝が越境して剪定が必要な場合
 - 水道管の埋設や電柱を立てる場合 など

※ 保全地域は、レクリエーション等を目的とした都市公園等とは異なり、良好な自然を保護し次世代に引き継いでいくためのものです。

このため、上記に掲げた行為のほか、火気の使用やマウンテンバイクの乗り入れ等はできませんが、自然を良好な状態に保つための保全活動（間伐や下草刈など）のほか、調査研究や自然観察会、散策などの利活用を行うことができます。

3 土地の買入れ制度（条例第34条）

前述2の土地利用制限の代償として、所有者から土地の買入れの申出があった場合は、都による買入れが義務づけられています。

土地は、東京都が時価により買入れることとなります。

4 野生動植物保護地区（条例第 25 条）

（1）指定と規制内容（条例第 25 条）

保全地域内（自然環境保全地域及び森林環境保全地域では特別地区内）に固有の動植物や特定の野生動植物で稀有なもの等、特定の動植物の保護のため保全計画書に対象種を明記し野生動植物保護地区を指定し、野生動植物の捕獲又は採取等を禁止することができる。

例外：非常災害、保全事業、通常の管理行為で軽微なものや学術研究 等

（2）罰則規定（条例第 65 条）

違反者には「6箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」が科せられる。

| 保護地区 指定地域 | 保全地域 指定年度 | 保護地区 指定年 | 地域 面積 | 保護地区面積 | 採取を禁止する 生物種 |
|-----------------|-----------------|-----------------|----------|---------------------------|---|
| 八王子東中野 （緑） | 昭和 62 年 8 月 | 昭和 62 年 8 月 | 1.1ha | カタクリ等の生育する部分の土地（民有地：無償借地） | ヤマドリソウ、ヤマドリカブト、タマノカンアオイ、カタクリ、ワニグチソウ |
| 図師小野路 （歴環） | 昭和 53 年 7 月 | 平成 16 年 7 月 | 36.6ha | 0.63ha （所有地のみ） | ミスシラ、ミスハコベ、アブノメ、ミスオオバコ |
| 横沢入 （里山） | 平成 18 年 1 月 | 平成 18 年 1 月 | 48.6ha | 48.6ha （所有地・民有地） | トウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ、ゲンジボタル、カンアオイ、キンラン、エビネ |
| 連光寺・若葉台 （里山） | 平成 26 年 11 月 | 平成 26 年 11 月 | 3.3ha | 0.27ha （所有地のみ） | ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、その他の両生類全種（ただし、外来種を除く） ホトケドジョウ、ヒメアカネ、ハイケボタル、キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミスコハクガイ |